

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

| | |
|--|--------------------------|
| 特別管理産業廃棄物処理計画書 | |
| 2025年 4月 14日 | |
| 大阪府知事 殿 | |
| 提出者 住 所 大阪府門真市大字門真1006番地 氏 名 パナソニックインダストリー(株) 社長執行役員 小澤 正人 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6908-1101 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。 | |
| 事業場の名称 | パナソニックインダストリー株式会社 西門真事業場 |
| 事業場の所在地 | 大阪府門真市大字門真1006番地 |
| 計画期間 | 2025年4月～2026年3月 |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | 28：電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| ②事業の規模 | 約1兆円（2024年度全社実績） |
| ③従業員数 | 3100名 |
| ④産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別紙添付 |

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙添付

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| | | | |
|-----|---|--------|--------|
| ①現状 | 【前年度（2024年度）実績】 | | |
| | | 強酸 | 強酸（有害） |
| | 排出量 | 14.2 t | 5 t |
| | <p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業場は、製造がなく、研究・開発拠点である。実験手法を最適化し減量化に努めている。 ・事業場内の監視を定期的に行い、廃棄物の管理状況を確認、関連部門へフィードバックし、改善につなげている。 ・社内の廃棄物研修会（年1回）にて、法規制や分別等の周知を行い、ルール周知徹底、適切な分別について教育を実施している。 | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 強酸 | 強酸（有害） |
| | 排出量 | 14 t | 5 t |
| | <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物については、適正処理が最重要と認識しており、現状維持しつつ、不適正処理がないよう監視・管理していく。 ・事業所内の監視を定期的に行い不適正管理がないよう確認継続する。 ・社内の研修会を定期的開催し、社員に対するルールの徹底を繰り返し行うことで啓蒙活動を行っていく。 | | |

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

| | |
|-----|---|
| ①現状 | <p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は、専用容器を備え医療用廃棄物として保管、酸・アルカリ・引火性廃油は、各現場の保管タンク（設備）から委託業者のローリーへ直接移送することにより分別を図っている。 |
| ②計画 | <p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本現状維持しつつ、新たな廃棄物が発生した場合は、都度適切に対応していく。 |

| 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 | | | |
|-----------------------|-------------|---------|---------|
| 【前年度（2024年度）実績】 | | | |
| 強アルカリ | 引火性廃油 | 感染性廃棄物 | 汚泥（有害） |
| 7.31 t | 24.650616 t | 0.036 t | 0.264 t |
| | | | |
| 【目標】 | | | |
| 強アルカリ | 引火性廃油 | 感染性廃棄物 | 汚泥（有害） |
| 7.3 t | 25 t | 0.04 t | 0.3 t |
| | | | |

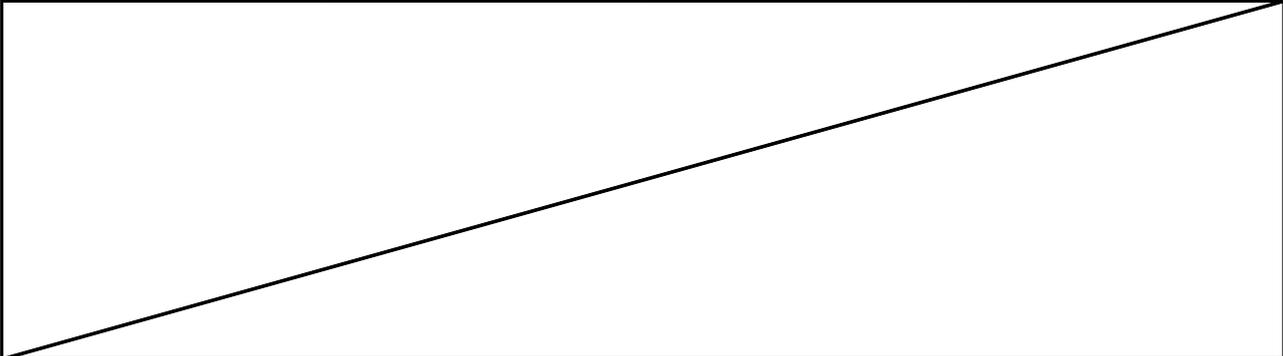
| 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 | | | |
|--------------------------|---------------------------|--------|--------|
| ①現状 | 【前年度（2024 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 強酸 | 強酸（有害） |
| | 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 | － t | － t |
| | （これまでに実施した取組） | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 強酸 | 強酸（有害） |
| | 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 | － t | － t |
| | （今後実施する予定の取組） | | |
| 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（2024 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 強酸 | 強酸（有害） |
| | 全処理委託量 | 14.2 t | 5 t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | 14.2 t | 5 t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | － t | － t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | － t | － t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | － t | － t |
| （これまでに実施した取組） | | | |

(第4面)

| 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 | | | |
|--------------------------|-------------|---------|---------|
| 【前年度（2024年度）実績】 | | | |
| 強アルカリ | 引火性廃油 | 感染性廃棄物 | 汚泥（有害） |
| － t | － t | － t | － t |
| | | | |
| 【目標】 | | | |
| 強アルカリ | 引火性廃油 | 感染性廃棄物 | 汚泥（有害） |
| － t | － t | － t | － t |
| | | | |
| 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| 【前年度（2024年度）実績】 | | | |
| 強アルカリ | 引火性廃油 | 感染性廃棄物 | 汚泥（有害） |
| 7.31 t | 24.650616 t | 0.036 t | 0.264 t |
| 7.31 t | 24.650616 t | 0.036 t | 0.264 t |
| － t | － t | － t | － t |
| － t | － t | － t | － t |
| － t | － t | － t | － t |
| | | | |

| | | | |
|-------------------|---|------|--------|
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 強酸 | 強酸（有害） |
| | 全処理委託量 | 14 t | 5 t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | 14 t | 5 t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | — t | — t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | — t | — t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | — t | — t |
| | (今後実施する予定の取組) ・基本現状維持しつつ、新たな廃棄物が発生した場合は、都度適切に対応していく。 | | |
| 電子情報処理組織の使用に関する事項 | 【前年度（2024年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) | 51 t | |
| | (今後実施する予定の取組等) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物は、全て電子マニフェストを導入済 | | |
| ※事務処理欄 | | | |

| 【目標】 | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 強アルカリ | 引火性廃油 | 感染性廃棄物 | 汚泥（有害） |
| 7.3 t | 25 t | 0.04 t | 0.3 t |
| 7.3 t | 25 t | 0.04 t | 0.3 t |
| — t | — t | — t | — t |
| — t | — t | — t | — t |
| — t | — t | — t | — t |



備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

| 部門 | 担当業務 |
|----------------|--|
| GX推進部環境法規課 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者の定期確認 ・行政対応（届け出、報告等） ・処理委託業者の新規開拓 ・事業所内部門からの要請に基づき、委託業者との契約締結推進、契約管理 ・産業廃棄物についての社内研修企画・実施 ・新規廃棄物の問い合わせ窓口 ・社内廃棄物管理窓口 ・電子マニフェストの会社窓口 |
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出、マニフェスト（電子）登録・管理 ・産業廃棄物の発生量、排出量、性状の確認 ・感染性廃棄物の管理、排出、電子マニフェスト登録と最終まで見届け ・事業場内分別ルールの策定と啓蒙 ・社内廃棄物管理窓口 ・一般廃棄物管理全般 |
| モノづくり革新センター | <ul style="list-style-type: none"> ・担当製品研究、プロセス技術研究・開発 ・各部門から発生する、特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリ、廃油等）の保管管理 ・各部門から発生する、特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリ、廃油等）の排出、マニフェスト（電子）登録、マニフェスト最終まで見届け |
| 技術本部 | |
| 電子材料事業部 | |
| デバイスソリューション事業部 | |
| メカトロニクス事業部 | |

